

議員提出第二十五号議案

新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、国民の協力のもと国を挙げての懸命な対策により、収束への兆しが見えたものの、ここきて新規感染者が増加するなど全国的に拡大しており、まさに「第三波」の様相を呈している。

国と地方は、このような状況下においても、引き続き感染症対策と社会経済活動の両立を図りながら、ウィズコロナ下での新しい生活様式の定着や分散型国土の構築等、直面する様々な課題の解決に向け協力し、あらゆる手段を駆使してこの国難を克服していかなければならない。

こうした中、新型コロナウイルス感染症が我々の社会に及ぼした影響は今後も一定期間続くと考えられることから、国民の生活を守るため当面の対策に必要な財源の確保や医療・介護の提供体制の維持、仕事や教育の機会等の確保・保障を図る必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項について措置を講じられるよう強く要望する。

- 一 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金について、感染拡大状況や地方自治体の財政需要を考慮しつつ、令和三年度予算においても十分な額を確保すること。
- 二 地方における診療・検査体制が確実に整備できるよう、国として責任を持って試薬や検査キット等の安定供給体制を構築すること。また、PCR等検査を行う検査技師の育成など、地方の検査体制の充実・強化に対し、長期的な視野に立った支援を行うこと。
- 三 感染拡大による受診・利用控え等により経営が悪化した小児救急をはじめとする医療機関や福祉施設等に対して適切な支援策を講じ、医療・介護体制の安定、継続を支援すること。また、医療・介護従事者に対する慰労金の「期間延長」や薬剤師等への「対象拡大」を図るとともに、危険手当を制度化するなど、エッセンシャルワーカーに対する支援の充実を図ること。
- 四 中小企業・小規模事業者に対する事業の継続や雇用の維持のための支援の延長・拡充を図ること。また、中小企業・小規模事業者に対し支援を行う商工団体について人員の増員など抜本的強化を図ること。
- 五 学校における密集環境を避けるため一学級あたりの標準人数の見直しやオンライン授業による単位認定の緩和、ICT機器のスペック選定における柔軟性の確保等、地域、学校の実状を考慮しつつ新しい生活様式に対応できる教育環境の整備を促進すること。右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年十二月十一日

大分県議会議長 麻生 栄 作

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣府担当大臣
経済再生担当大臣

大島理森殿
山東昭子殿
菅義偉殿
麻生太郎殿
武田良太殿
萩生光一殿
田村憲久殿
梶山弘志殿
加藤勝信殿
西村康稔殿